

いちき串木野市

人権教育・啓発基本計画(素案)

令和 8 年 3 月改訂



いちき串木野市

目 次

第1章 はじめに

1. 計画改訂の趣旨
2. 人権を取り巻く動向

第2章 基本的な考え方

1. 人権及び人権教育・啓発とは
2. 基本理念
3. 基本目標
4. 計画の性格
5. 計画の期間

第3章 人権教育・啓発の推進

1. あらゆる場における人権教育・啓発の推進
 - (1) 学校等
 - (2) 家庭・地域社会
 - (3) 企業・職場等
2. 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進
 - (1) 市職員
 - (2) 教職員
 - (3) 消防職員
 - (4) 医療・保健関係者
 - (5) 福祉関係者

第4章 人権問題の現状と施策の方向

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障がい者
5. 同和問題(部落差別)
6. 外国人
7. HIV 感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等
8. 犯罪被害者等
9. インターネット社会における人権問題
10. 北朝鮮当局による拉致問題等
11. 性的指向・性自認

12. ハラスメント
13. 生活困窮者
14. 災害時の人権問題
15. 複合的な人権問題
16. 様々な人権問題

第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 関係機関との連携の促進
3. 計画のフォローアップと見直し

資料編

- 用語解説(あいうえお順)
- 世界人権宣言
- 日本国憲法(抄)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第1章 はじめに

1 計画改訂の趣旨

いちき串木野市は、平成12年(2000年)12月15日に公布・施行されました国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の責務として、平成28年(2016年)3月に「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」(以下、「現計画」という。)を策定し、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」を基本理念として、人権尊重の社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

現計画の策定から約10年が経過し、施策の推進により人権に対する意識の醸成が図られつつあるものの、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等を取り巻く既存の人権問題は依然として存在し、人権尊重の理念や行動がまだ十分とは言えません。加えて、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が発生したことも記憶に新しく、また、性的マイノリティへの差別や偏見、情報化社会におけるインターネット等による誹謗中傷など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も顕在化しています。

このような現状の中、国や県における新たな動きや市民を取り巻く人権課題の変化に対応し、人権教育及び啓発をより一層効果的に推進するため、本市は現計画を改訂し、引き続き、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

2 人権を取り巻く動向

国際的には、昭和23年(1948年)、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択され、その後「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」などの国際年を制定し、人権尊重の推進に努めきました。平成6年(1994年)には「人権教育のための国連10年」が決議され、平成27年(2015年)には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダに含まれる「SDGs」には人権尊重の理念が一貫しており、各国で様々な取組が進められています。

国においては昭和22年(1947年)に日本国憲法が施行され、基本的人権の尊重が理念の柱となりました。その後、国際条約の締結や国内法の整備を進め、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。令和6年(2024年)にはこの計画を23年ぶりに改訂し、「ビジネスと人権」「インターネット上の人権侵害」などを新たな課題として追加するとともに、「性的マイノリティ」や「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を個別課題として位置付け、SDGsに基づく内容を拡充しました。

鹿児島県では平成10年(1998年)に「人権宣言に関する決議」を採択、平成11年(1999年)には「鹿児島県行動計画」を策定し、学校や地域、企業を通じて人権教育・啓発活動を推進してきました。平成16年(2004年)に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、令和4年(2022年)には「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を制定。令和7年(2025年)3月には「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」の第3次改定を実施し、新たに「ハラスメント」などのテーマを追加しました。改定では国

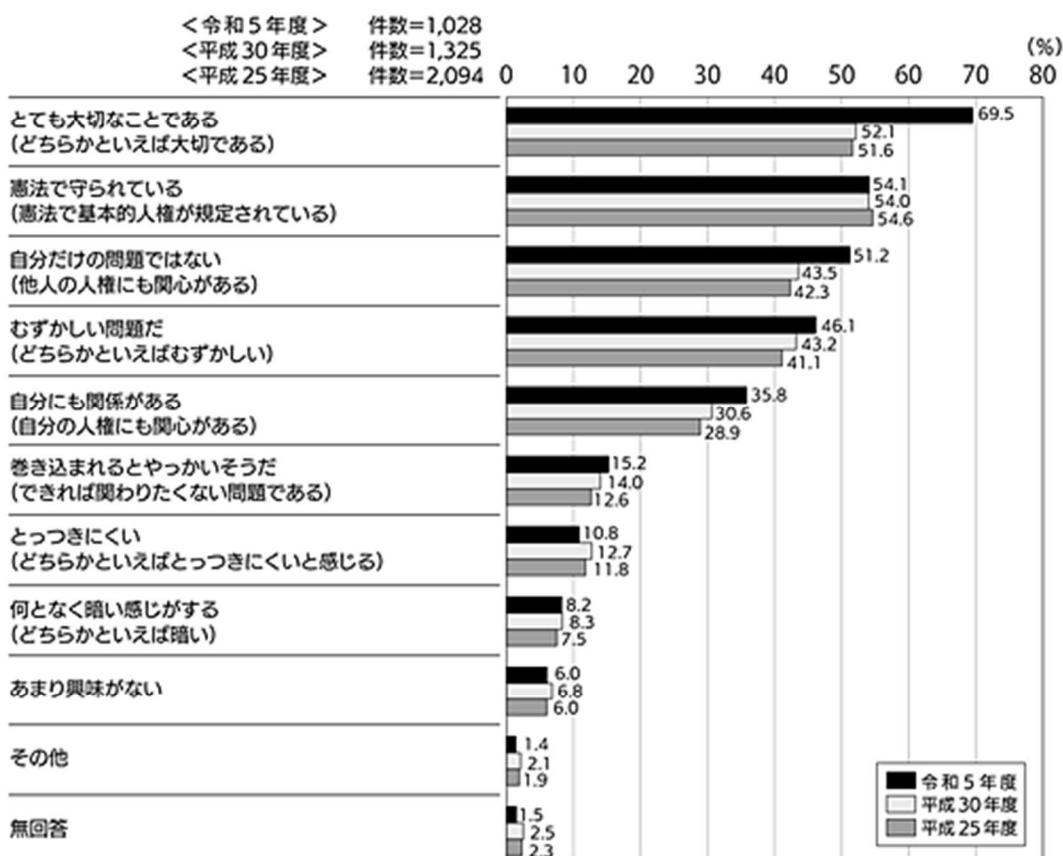
の計画やSDGsを基盤とし、施策の充実が図られています。

本市では、「いちき串木野市総合計画」を基本指針として、まちづくりを進めてきました。平成29年(2017年)3月には「第二次いちき串木野市総合計画」を改訂し、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念として掲げ、人権が尊重される社会づくりの実現に向け、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付けられるよう、あらゆる機会を通して、効果的な方法で人権教育及び啓発を推進しているところです。

また、人権に対する正しい理解と認識の促進に向け全庁的に取り組み、人権擁護委員等と連携を図りながら、人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実に努めています。

図表-1 「人権」に対する印象や感想

●あなたは、「人権」について、日常生活を過ごす中でどのような印象や感想をお持ちですか。
(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されており、人権尊重の考え方がベースにあります。

【17の目標】



第2章 基本的な考え方

1. 人権及び人権教育・啓発とは ~基本的な言葉の確認~

【人権とは】

すべての人が生まれながらに持つ、「自分らしく、安心して生きることのできる権利」です。特別な人だけのものではなく、あなたにも、あなたの隣の人にも、すべての人にあります。

【人権教育と人権啓発】

人権が大切だと「知り」、お互いの人権を「守れる」ようになるための取組です。

- ・ **人権教育**: 人権について学び、考え、行動する力を育むこと。(例:学校の授業、企業の研修)
 - ・ **人権啓発**: 人権の大切さを社会全体に広く伝え、意識を高めること。(例:ポスター、講演会)
- この計画では、「教育」と「啓発」を車の両輪として、一体的に進めていきます。

2. 基本理念

～私たちが最も大切にすること～

- ◆ 自分の人権を大切にするとともに、他の人の人権も尊重しましょう。
- ◆ 自分の権利を行使するには責任が伴うことを忘れないようにしましょう。
- ◆ お互いを認め合い、支え合う社会をみんなで築きましょう。

3. 基本目標

すべての人の「自分らしさ」が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

～「誰もが安心して暮らせるまち」の3つの姿～

- ◆ 【知る・学ぶ】人権意識を育むまち

子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて人権を学び、正しい知識と思いやりを育んでいける機会を充実させます。

◆ 【認め合う】多様性を力にするまち

性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向など、お互いの違いを個性として認め合い、誰もが自分らしくいられる地域社会を育みます。

◆ 【守り支える】人権侵害のないまち

差別やいじめ、ハラスメントを許さず、もしも人権に関する問題が起きても、誰もがすぐに相談でき、適切に支援される仕組みを整えます。

4. 計画の性格～市の取り組みの土台として～

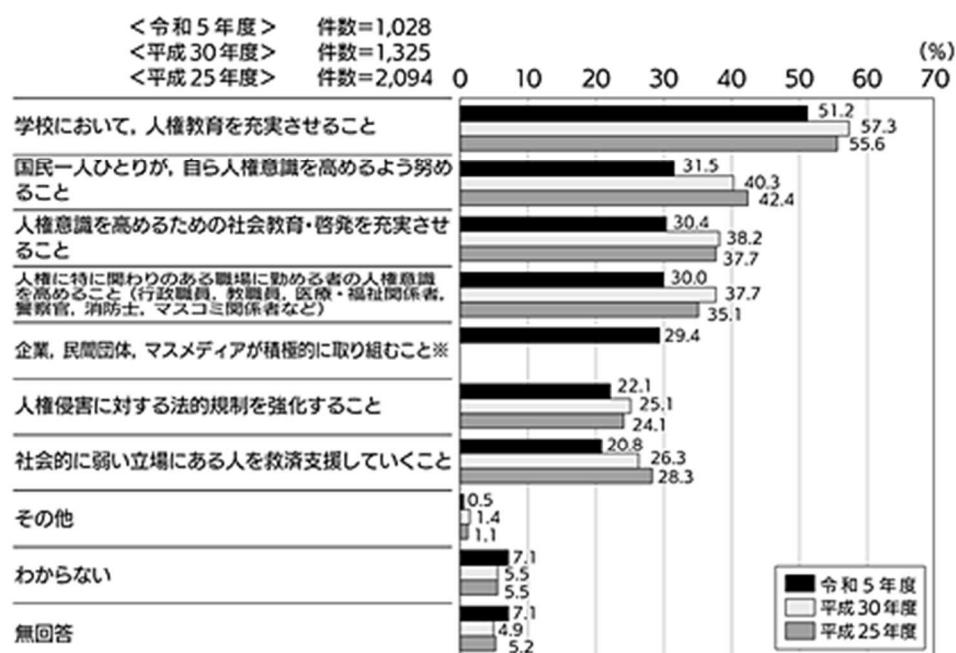
この計画は、人権に関する施策を総合的に進めるための基本の指針です。市が実施するあらゆる施策や事業は、この計画の理念と目標を尊重し、「人権」という視点を持って推進します。

5. 計画の期間

特に定めず、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

図表-3 人権が尊重される社会を実現するために必要なこと

●あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



※新設した選択肢

資料：令和5年度人権についての県民意識調査

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

すべての人が尊重され、差別のない社会の実現のためには、人権教育や啓発を生涯にわたり粘り強く実施していく必要があります。

人権教育・啓発は、生涯学習の観点から学校等教育機関をはじめ家庭、地域、職場など、あらゆる場面で機会を捉えて推進することが重要です。また、対象者それぞれの発達段階に合わせた教育や啓発を行うことが求められます。ここでは、人権教育・啓発を具体的に推進するための方法について整理しています。

(1) 学校等

【現状と課題】

子どもたちが人権を尊重する態度を養うためには、それぞれの発達段階に応じた人権教育を進める必要があります。各学校では、教育活動全体を通じ、同和問題を含めた様々な人権問題について正しく理解し、それらの解決に向けた具体的な実践能力を育成することを目指して人権教育を推進しています。

しかし、近年では人権に関する問題が多様化しており、子どもたちのいじめ問題も深刻化しています。特にインターネットや携帯電話の普及が原因となり、誹謗中傷やいじめなど、子どもの人権を著しく侵害する問題が増加しており、その解決が喫緊の課題となっています。

このような状況に対応するために、子どもたちの悩みを癒し、発達段階に応じたカウンセリングを提供できる体制づくりが必要です。また、子どもだけでなく、教職員のメンタルケアを含め、人として心豊かに生きる環境づくりが課題となっています。

【施策の方向性】

- ① 発達段階に応じた人権教育や体験活動、情報モラルの育成を推進します。
- ② 教職員の資質向上に向け、人権課題に対応した研修や事例検討の充実を図ります。
- ③ 相談体制の強化に加え、相談員の資質向上を図ります。

(2) 家庭・地域社会

【現状と課題】

家庭は、子どもの成長において最も基本的な学びの場であり、人間形成の土台を築く重要な役割を担っています。家庭では、子どもが命の尊さや他者への思いやりを学び、自分がかけがえのない存在であることを実感できるような環境を育むことが求められます。しかし近年、家庭内における虐待や暴力、子どもの不登校や非行、さらには貧困など、家庭環境に関する問題が複雑化しており、それらの問題に直面する家庭への支援が必要なケースが増加しています。また、家事や家族の世話など、本来大人が担うべき役割を日常的に果たしている子ども(いわゆる「ヤングケアラー」)の存在も

明らかになっています。

また、地域社会も人々が交流を通じて社会性や人権意識を高めるうえで欠かせない役割を担っています。しかし、近年では住民同士のつながりが希薄化し、孤立することによって必要な支援が届かない人々が増加するなどの課題が顕在化しています。

今後さらに、家庭と地域が持つ教育的機能を高め、日常生活の中で人権意識の向上を促す取組を強化することが求められます。

【施策の方向性】

- ① 家庭や地域社会における人権教育や啓発を推進します。
- ② 家庭教育の支援を通じて、保護者の学習機会の充実を図ります。
- ③ 家庭や地域社会における多様な相談体制の強化を図ります。

(3) 企業・職場等

【現状と課題】

企業・職場は地域社会に深く関わり、人権が尊重される社会の実現に向けて重要な責任を担っています。近年、企業の社会的責任(CSR)への関心が高まる中で、それぞれの状況に応じた取り組みが進められています。一方で、障がい者の法定雇用率の達成、高齢者の継続雇用の促進、男女間の賃金格差や昇進機会の不均衡是正、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの防止など、複雑な課題が残されています。

さらに、「ビジネスと人権」に関する問題への対応も重要です。企業は人権侵害の回避や事業活動が地域社会に与える影響を適切に把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めることで社会的責任を果たし、人権が尊重される環境を構築していく必要があります。

【施策の方向性】

- ① 人権を尊重した企業活動を啓発し、意識の向上を促進します。
- ② 人権の視点を踏まえた人事管理の推進により、多様性のある職場づくりの推進を図ります。

2 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、以下に挙げる特定の職業従事者に対して、重点的に人権教育及び啓発に関する研修等の取組を推進する必要があります。これらの職業従事者は、それぞれの業務を通じて人権課題と深く関わる役割を担っていることから、豊かな人権感覚を養い、その感覚を行動に反映させることを目指します。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権を尊重する視点を持ちながら職務を遂行することが求められています。職員一人ひとりが知識としての人権理解に留まらず、豊かな人権感覚を養い、具体的な場面において人権に配慮した職務を遂行できるよう研修を実施するとともに、職員の積極的な参加を促します。これにより、人権意識の向上と知識の実践への転化を促進し、市職員全体としての責

務を果たします。

(2) 教職員

教職員は、教育を通じて子どもの人格形成に大きな影響を与える重要な役割を担っており、その職責をしっかりと自覚し、人権感覚を高めつつ幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進することが求められます。このため、まず教職員自身が人権尊重の理念を深く理解し、それを実践できるような研修体制を整備するとともに、人権教育における指導力を強化するための体験型研修や実践的なワークショップを導入し、研修内容の充実・改善を図ります。これにより、教職員の資質と指導力を向上させるとともに、人権尊重の精神を基盤とした教育活動を推進します。

(3) 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産を火災や災害から守る重要な役割を担っています。その活動は市民生活と密接に関係しているため、豊かな人権感覚を持って任務を遂行することが求められます。このため、消防学校において初任者を対象にした人権研修を受講するほか、各職場で継続的な人権教育の機会を設けることで、職員が人権尊重の視点を常に意識し、市民に寄り添う活動を実践できる体制を整備します。

(4) 医療・保健関係者

医療・保健関係者は、人々の生命や健康に直接関与する重要な役割を担っています。その業務においては、人権を尊重した対応が求められます。具体的には、虐待やDVの被害者、生活困窮者への適切な対応と情報提供、患者やその家族への配慮としてのインフォームド・コンセントの徹底、プライバシー保護、診療情報および個人情報の適切な保護管理に努めるなど人権に配慮した行動が求められます。人権教育や啓発の充実を支援し、積極的な取組が行われるよう促します。

(5) 福祉関係者

福祉関係者は、子どもや高齢者、障がい者などと直接接する業務を担い、市民にとって身近な相談相手として重要な役割を果たします。虐待やDV、貧困により生活困難を抱える人々への対応において、個人情報の保護を含むプライバシーへの配慮と人権の尊重を徹底することが求められます。

また、豊かな人権感覚を備えた専門性の高い対応を実現するために、研修体制や啓発活動の充実を支援し、具体的な課題の解決に向けた指導力の向上を促します。これにより、一人ひとりの相談者に寄り添った支援を提供し、市民の多様なニーズに応えることを目指します。

第4章 人権問題の現状と施策の方向

1 女性

【現状と課題】

日本国憲法第14条(法の下の平等)および第24条(家族関係における男女平等)は、性別に關係なく平等な社会の実現を目指しています。また、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女がともに個性や能力を發揮できる社会を目指した施策が展開されています。

さらに、女性に対する暴力を防ぐための法整備も進められており、平成12年(2000年)には「ストーカー規制法」、平成13年(2001年)には「DV防止法」が施行されました。このほか、令和6年(2024年)4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、暴力や困難な状況に直面した女性への支援体制が法的に強化されています。

国際的には、平成27年(2015年)の国連「持続可能な開発目標(SDGs)」により、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力を強化する」という具体的な取組が求められています。このような動きにより、ジェンダー平等の重要性に対する社会的認識は高まりつつありますが、国内では依然として固定的な性別役割分担意識や男女間の地位格差が深く根付いている現状があります。

職場では、「女性活躍推進法」「男女雇用機会均等法」などの法整備により進展が見られる一方で、賃金や雇用形態、管理職への登用において依然として性別による格差が存在しているほか、生活と仕事の両立を支援する環境が十分ではないため、女性が就業を継続することが困難な状況があります。また、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やマタニティ・ハラスメント(妊娠・出産を理由とした嫌がらせ)なども、女性の経済的困窮を招く要因の一つとなっています。

本市では平成20年(2008年)に「男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年(2013年)にはDV対策を盛り込んだ改訂を実施しました。さらに、令和5年(2023年)3月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、令和7年(2025年)4月には「いちき串木野市男女共同参画推進条例」を施行しました。こうした取組により男女共同参画の基本理念を掲げ、制度整備や教育・啓発を推進していますが、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)の解消には、いまだ課題があります。男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等の理念に基づく学習の機会と啓発のさらなる充実が求められています。

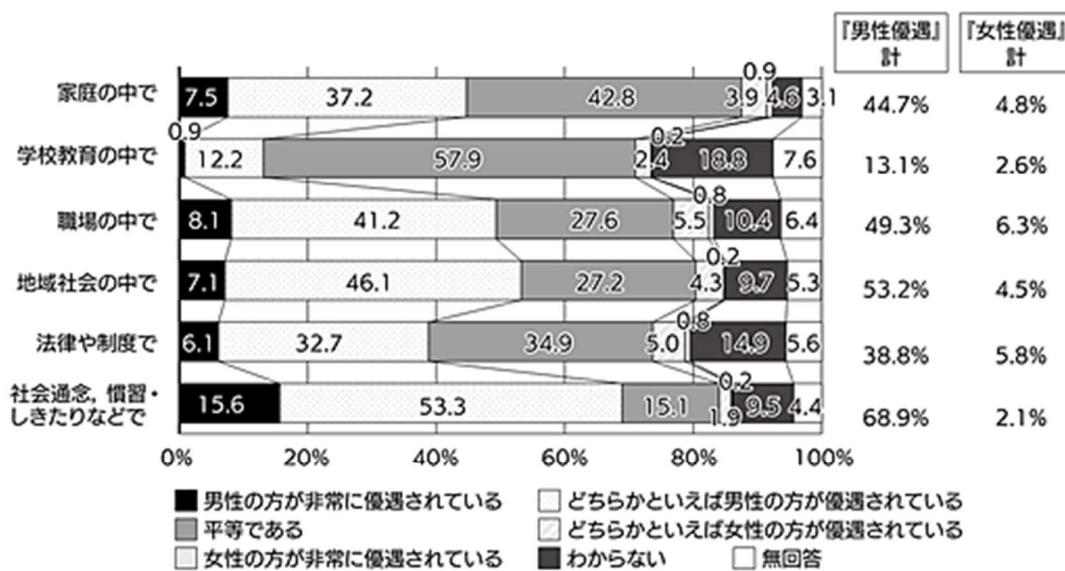
【施策の方向性】

① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた啓発活動を推進します。
- 男女共同参画に基づく学習を通じて人権意識や男女平等意識を高め、自己肯定感や自尊感情を育む機会を提供するとともに、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための学習機会の充実を推進します。
- 広報や出版物等において、女性の人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を促進します。

図表-5

男女の地位の不平等感(本県)



② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性への暴力の背景にある男女格差や女性差別などの社会構造を理解し、暴力を許さない意識を広めるための広報・啓発活動を展開します。
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止対策を推進します。
- 関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境整備を行い、一人ひとりの状況に寄り添った支援を実施します。

③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進

- 行政や教育機関、事業所などの各種団体に対して、女性が政策や方針決定プロセスに参画し、能力を発揮できる環境の必要性について認識を深める啓発を行います。
- 男女が均等に雇用機会を得られる職場づくりを促進し、男女ともに仕事と家庭生活を両立できるよう支援する環境整備を推進します。
- 地域づくりの中で男女共同参画の視点を取り入れ、多様な価値観や生活環境に対応した地域社会の形成を促進します。

④ 相談支援体制の充実

- 関係機関や団体との連携を強化し、人権の視点で適切に対応し支援するために、相談・支援体制の充実を図ります。

2 子ども

【現状と課題】

国では、子どもの権利を守るための法律や制度がこれまでに整備されてきました。昭和22年(1947年)には「児童福祉法」が制定され、昭和26年(1951年)には「児童憲章」が制定されました。また、平成元年(1989年)の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を受け、平成6年(1994年)に日本はこれを批准しています。

しかし近年、少子化や核家族化の影響、地域コミュニティの希薄化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、家庭内での児童虐待、学校でのいじめや不登校、ヤングケアラー問題、社会での児童買春・児童ポルノ被害、子どもの貧困など、子どもの人権が侵害される事例が増加しています。

特に児童虐待への対応として、平成12年(2000年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。また、いじめ問題は深刻な人権侵害であり、時には自殺や殺傷事件、不登校の原因となることから、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が策定されています。

さらに、インターネットの普及に伴い子どもを取り巻く状況が急速に変化していることから、平成11年(1999年)には「児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、平成15年(2003年)には「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が制定されるなど、さまざまな対策が講じられてきました。

加えて、すべての子どもの権利を守り、心身や環境にかかわらず、より良い未来を築ける社会を目指して、令和4年(2022年)には「こども基本法」が制定され、令和5年(2023年)4月に施行されました。これにより、子どもの安心・安全な暮らしを確保し、健やかな成長を支える環境づくりが求められています。

本市では、令和7年(2025年)3月に「第3期いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子育ては、父母その他の保護者が責任を持つという基本的認識を前提としながら、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てできるよう、社会全体で支援することが重要です。そして、子育て世代と子どもたちがこのまちで明るい未来を築くことができるよう、環境を整備し、すべての市民が子育てを支援する担い手として社会を支えることができるまちづくりを目指します。

【施策の方向性】

① 子どもが人権を理解できる環境の整備

- ・ 子どもたちが人権について学び深く理解できるよう、体験型や参加型の学習機会を提供・充実させるとともに、学びの場において子どもの心身の安全が確保された環境整備に努めます。

② 子どもの人権に関する教育や啓発活動の推進

- ・ すべての子どもが差別されることなく、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指し、さまざまな媒体や機会を通じて啓発活動を推進します。また、「児童の権利に関する条約」について学び、自分が権利の主体者であることを理解する教育活動を推進します。

- 教職員に対して人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。
- 家庭教育学級等を活用し、保護者が学べる機会の充実を図ります。
- 障がいのある子どもの健やかな成長を支援するため、特別支援教育や療育を充実します。

③ 児童虐待防止に向けた対策の強化

- 児童虐待防止に関する広報や啓発活動を積極的に行い、関係機関との連携を強化して早期発見及び適切な対応を図ります。
- 将来的に貧困が世代を超えて連鎖しないよう、社会的支援が必要な子どもや家庭への理解と支援を進めます。

④ いじめや不登校への対応の充実

- いじめや子ども間の暴力行為について、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- 不登校児童生徒への対応にあたっては、心の教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携を図るとともに、「魅力ある学校づくり」を通じて未然防止に取り組みます。

⑤ 相談体制の充実

- 子育ての悩み、児童虐待、ヤングケアラー問題、いじめ・不登校などに対応する相談窓口を整備し、助言や情報提供を行います。加えて、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

3 高齢者

【現状と課題】

我が国では、世界でも類を見ない速さで高齢化が進んでおり、令和19年(2037年)までに、人口の約3人に1人が65歳以上になると予測されています。このような高齢化社会の到来に伴い、平成12年(2000年)に介護保険制度が導入され、高齢者を社会全体で支える仕組みが整備されました。

また、平成17年(2005年)の介護保険法改正により、「地域包括支援センター」が創設され、高齢者の総合相談窓口としての役割や虐待防止などの施策が推進されています。

一方で、介護が必要な高齢者の増加や地域から孤立する高齢者、身寄りのない高齢者などの課題が顕在化しており、高齢化社会への幅広い対応が求められています。また、高齢者をめぐる人権問題には虐待、財産権侵害などが含まれており、これらへの取組も欠かせません。

令和6年(2024年)1月には、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる共生社会を実現することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症に対する国民の理解を深めるための施策が進められています。

本市では、令和6年3月に「いちき串木野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、「住み慣れた場所で自分らしく暮らせる地域づくり」という理念のもと、高齢者が安心して暮らせる地域の実現を目指し、各種施策を進めています。

【施策の方向性】

① 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

- 高齢者的人権を尊重し、これを侵害する行為を防止するため、高齢者的人権について理解を

深める啓発活動を展開します。

② 高齢者の権利擁護の推進

- ・ 認知症高齢者や身寄りのない高齢者等の権利擁護のため、関係団体と連携し、成年後見制度の周知・普及に努めます。
- ・ 高齢者虐待の防止を目的に広報や啓発活動を行うとともに、虐待が疑われる場合には関係機関との連携を強化して早期発見および適切な対応を図ります。

③ 高齢者を取り巻く環境整備

- ・ 高齢者に対する医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。
- ・ 家族介護者の支援や負担軽減を図るとともに、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯等を見守る活動を促進します。

④ 高齢者の社会参加の機会の確保

- ・ ボランティア活動や地域づくり活動、子どもたちとの世代間交流、そして高齢者同士の交流を促進することで、高齢者が生きがいを感じられる環境づくりを進めます。

⑤ 認知症に関する正しい理解の普及啓発、認知症当事者やその家族の社会参加、情報発信

- ・ 認知症及び認知症の人に関する正しい理解を普及させ、支え合う地域づくりを推進します。
- ・ 新しい認知症観を周知・啓発するとともに、認知症当事者やその家族の社会参加及び情報発信を推進します。
- ・ 認知症に関する疑問や悩みの相談窓口を設置し、相談対応を行います。

4 障がい者

【現状と課題】

「障害者基本法」では、すべての国民が障がいの有無に関係なく等しく基本的人権を有する、かけがえのない個人として尊重されるという理念のもと、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現がうたわれています。しかし、現在の社会においては、障がいや障がい者への偏見や無理解、障がいを理由とする不当な差別的取扱いなどによる社会参加や自立の制限、障がい者への虐待といった問題があり、共生社会の実現に向けた課題が数多く存在しています。

国では、平成18年(2006年)に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23年(2011年)の「障害者基本法」改正、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成25年(2013年)4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行、同年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)の制定など、さまざまな法整備を行い、平成26年(2014年)に同条約を批准しました。また、令和6年(2024年)4月には、「改正障害者差別解消法」が施行され、企業や店舗などの事業者にも障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられました。

本市では、平成24年(2012年)3月に「いちき串木野市障害者計画」、平成27年(2015年)3月に「いちき串木野市障害福祉計画」を策定してきたほか、令和6年(2024年)には新たに障害者計画等を改定し、障がい者が個性や能力を活かし、安心して暮らせる環境づくりを進めています。また、

障がいの有無にかかわらず、地域住民が共に支え合い、認め合う「地域共生社会」の実現を目指し、「健康で文化的な生活の実現」を基本理念に、障がい者施策を推進しています。

【施策の方向性】

① 障がいのある人の人権についての教育・啓発の推進

- ・ 障害者差別解消法に基づく、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、周知・啓発を行います。

② 障がいのある人への虐待防止、権利擁護及び相談体制の整備

- ・ 関連機関・団体等と連携し、虐待防止の啓発や虐待問題の解決に向けた支援を行います。
- ・ 障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度等の利用促進に取り組みます。
- ・ 障がい者等基幹相談支援センターをはじめとする相談窓口の周知を行います。

③ 障がいのある人も共に暮らしやすい環境整備

- ・ 障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活できるよう、住宅、建築物、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進します。

④ 障がい者の社会参加への支援

- ・ 就労支援の充実や障がい者の働く意欲の向上を図るとともに、企業などにおける障がいや障がい者に対する理解促進と配慮の必要性を啓発することで、就労と雇用の両面から障がい者の就労を推進します。
- ・ 障がい者が地域での学習、文化・スポーツ・芸術などの様々な活動に参加しやすい環境づくりと交流の場の確保に向けた取組を推進します。

5 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる問題である。その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である」との基本認識が示されました。この答申を受けて制定された「同和対策事業特別措置法」およびその後の関連法に基づき、関係する諸施策が積極的に推進されています。

近年では、インターネット上において差別を助長する悪質な書き込みが確認される事案が発生しています。このような状況を踏まえ、同和問題(部落差別)について国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現するため、平成28年(2016年)に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されました。

差別意識の解消を進めるためには、これまでの人権教育や啓発活動の成果を振り返り、その有効性や手法を評価した上で、すべての人の基本的人権を尊重する新たな人権教育・啓発の仕組みを再構築する必要があります。早期解決を目指し、具体的な取組をさらに進めていくことが重要です。

【施策の方向性】

① 同和問題(部落差別)についての正しい理解を促進する教育・啓発

- 学校教育における人権教育を推進するため、教職員等を対象とした研修会への参加を図ります。

② 関係機関と連携した教育・啓発の推進

- 国や県、他市町村と連携し、人権尊重や同和問題についての情報収集および正確な周知を図ります。

6 外国人

【現状と課題】

国は、平成7年(1995年)に、人種や民族などを理由とするあらゆる差別を撤廃することを定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下、人種差別撤廃条約)」を批准しました。

外国人の増加に伴い、国では、多文化共生の地域づくりを推進するため、平成18年(2006年)に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生のさらなる促進を求めました。さらに、令和2年(2020年)9月には、外国人住民の増加や国籍の多様化といった社会経済状況の変化を踏まえて、同プランを改訂し、「多様性と包摶性のある社会」の実現による「新たな日常」の構築を目指す内容を盛り込みました。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥したり、危害を加えようとするヘイトスピーチを含むデモや集会、街頭活動などが全国各地で行われる現状に対処するため、平成28年(2016年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(通称:ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。

本市では、令和7年(2025年)4月1日現在、外国人登録者数は 474 人で、総人口の 1.85%を占めています。本市においては、令和4年(2022年)に「多文化共生推進プラン」を策定し、「相互の文化や習慣を理解し、共に支え合い、認め合う、多文化共生のまち、いちき串木野市」を基本理念として、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

【施策の方向性】

① 外国人の人権の尊重についての理解

- 外国人に対する差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進し、より一層市民の人権意識を高めるよう取り組みます。
- 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨について市民に周知し、その理解を深めるための広報啓発活動を実施します。

② 多文化共生社会の推進

- 日本人および外国人がそれぞれの文化的背景や考え方を理解し合い、共に暮らせる地域社会の実現を目指します。
- 外国人の地域社会への参加を促進する事業を実施するとともに、外国人を応援する市民活動団体等の育成や支援を行います。
- 関係機関と連携し、外国人の就労環境の向上のため、企業や事業者に働きかけを行います。

③ 外国人のコミュニケーション能力向上支援と情報提供の充実

- ・ 外国人が日本で生活する上で必要となる日本語学習の機会や「やさしい日本語」学習機会の提供に努めます。
- ・ 外国人の生活がより快適になるよう、多言語による情報提供に努めます。
- ・ 外国人が安心して子育てや教育に取り組める環境づくりを目指し、幅広い支援に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等

【現状と課題】

HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、免疫不全症候群はエイズ(AIDS)と呼ばれます。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカで最初の症例が報告され、日本では昭和60年(1985年)に初めての患者が確認されました。その後も感染者や患者数は増加しており、現在では私たちの身近な問題として注目されています。

世界保健機関(WHO)は昭和63年(1988年)に12月1日を「世界エイズデー」と定め、啓発活動を通じて、エイズの蔓延防止や患者・感染者に対する差別や偏見の解消を推進しています。

HIV感染症は感染経路が明らかであり、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、過剰に感染を恐れる必要はありません。さらに、治療薬の進歩により、エイズの発症や死亡リスクを大幅に低下させることができます。これらの背景を踏まえ、HIV感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進が求められています。

ハンセン病元患者等

ハンセン病は「らい菌」による感染症であり、感染しただけでは発病する可能性は極めて低いとされています。仮に発病しても、現在では治療法が確立されており、さらに遺伝性の疾患ではないことが確認されています。

しかし、日本においては、発病者の外見的特徴が特殊なものとみなされ、不必要的隔離政策が長期間にわたり行われてきました。この問題に対処するべく、平成8年(1996年)に隔離政策を終結させるための「らい予防法の廃止に関する法律」が制定され、さらに平成21年(2009年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されました。また、令和元年(2019年)の法改正では家族をも支援対象とすることが明記され、問題解決に向けた取組が進められています。

それにもかかわらず、根強い差別や社会的偏見は依然として続いており、差別解消に向けたさらなる啓発活動や支援が求められます。

感染症患者等

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に流行し、多くの命を脅かしました。この感染症の流行に伴い、感染者やその家族、医療関係者、海外渡航者に対する差別・偏見、いじめ、さらにはSNSを通じた誹謗中傷などの問題を生み出しました。

その他の感染症についても感染者等に対する偏見が存在しており、感染者等への差別や偏見を解

消するための啓発活動を進めることが重要です。

【施策の方向性】

① あらゆる感染症患者に対する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進

- ・ 感染症のまん延防止や、感染者等への偏見防止等に向けて、正しい知識や理解の普及・啓発など、情報提供の充実に努めます。
- ・ 「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」などの機会を活用し、感染症に対する正しい知識の普及と意識啓発を行います。

8 犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による身体的・精神的苦痛や経済的困難を抱えるだけでなく、捜査や裁判、周囲の人々の興味本位のうわさや心ない中傷、マスメディアの取材や報道による二次被害に直面することが考えられます。特に性暴力の被害においては、精神的影響が深刻であり、周囲の無理解による二次被害を受けることもあります。

こうした課題を受けて、国においては、平成16年(2004年)に「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17年(2005年)には、犯罪被害者等の権利を総合的に保障するための「犯罪被害者等基本計画」を策定し施策を推進しています。犯罪被害者が平穏な生活を送るためには、制度や体制整備のほか、被害者の置かれている状況を理解し、思いやることのできる確かな人権感覚を身に付ける必要があります。また、市民の理解と協力を促進する教育・啓発の充実も重要です。

【施策の方向性】

① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進

- ・ 市民一人ひとりが、犯罪被害者等の人権を尊重し、適切な配慮ができる社会の実現を目指します。
- ・ 犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動に努めます。

② 情報提供や相談・支援体制の充実

- ・ 犯罪被害者やその家族が刑事司法手続きや保護手続き、被害回復のための諸制度に関する情報提供や継続的な支援を受けられる環境の整備に取り組みます。
- ・ 警察や被害者支援団体等と連携し、相談支援の充実を図ります。

9 インターネット社会における人権問題

【現状と課題】

近年、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの通信機器が急速に普及し、インターネットは家庭、学校、職場などあらゆる場面で活用され、私たちの生活をより便利で豊かなものにしています。しかし、その利便性の一方で、誤った使い方や悪意によってインターネット上で深刻な人権侵害が引き起こされています。

インターネットの特徴の一つである匿名性を悪用し、不特定多数の人々に対し大量の情報を発信することで、さまざまな問題が発生しています。主な例として、他人の個人情報の暴露、誹謗中傷、不適切な差別的言動、名誉やプライバシーを侵害する投稿、有害な画像や情報の掲載、さらには個人情報の流出などが挙げられます。これらの行為は、被害者に精神的・社会的な負担をもたらし、場合によっては社会全体に影響を及ぼす問題に発展することもあります。

こうした状況に対応するため、インターネット上の人権侵害を防ぐための法整備が進められてきました。平成14年(2002年)には「プロバイダ責任制限法」が制定され、利用者による権利侵害が発生した際にプロバイダ等への発信者情報の開示請求が可能となりました。また、平成21年(2009年)には「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために、事業者にフィルタリングサービスの提供を義務付けました。さらに平成26年(2014年)には、私的な性的画像をインターネット上に公開する「リベンジポルノ」への罰則を定めた「リベンジポルノ防止法」が制定されるなど、具体的な対策が講じられています。

令和4年(2022年)には侮辱罪について厳正な対応が求められる犯罪として評価し、これを抑制するため「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、侮辱罪の法定刑が引き上げされました。さらに令和6年(2024年)、「プロバイダ責任制限法」の改正により制定された「情報流通プラットフォーム対策法」が5月17日に公布され、大規模プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷などインターネット上の法令違反情報や有害情報に対応する「迅速化」や「運用状況の透明化」に係る措置の義務付けが課されることになりました。

しかし、法律や制度だけでは人権侵害を完全に防止することは困難であり、インターネット利用者一人ひとりが適切な情報モラルを身につける必要があります。他人の名誉やプライバシーを侵害しないためには、情報を発信する際の責任を自覚する取組が求められています。本市では情報モラル教育や啓発活動をより充実させ、人権尊重の意識を社会全体に広めるための取組を今後も積極的に推進していくことが重要です。

【施策の方向性】

① 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・ インターネット利用者が他者の名誉やプライバシーを尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるため、関係機関と連携し啓発活動を積極的に推進します。

② 情報モラルに関する教育の充実

- ・ 学校などにおいて、インターネット上に存在する誤った情報や偏った情報などに関する問題への理解を広げ、情報化社会がもたらす影響について学びます。また、情報の収集・発信にお

ける責任や情報モラルを理解するための教育の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

- ・ インターネットを利用した人権侵害があった場合など、鹿児島地方法務局等と連携を図りながら対応を行います。また、各種相談先の周知を図ります。

10 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

昭和45年(1970年)代から昭和55年(1980年)代にかけて、多くの日本人が原因不明の行方不明となり、これらの事件の多くが北朝鮮当局による拉致によるものだという疑いが濃厚となりました。政府は平成3年(1991年)以降、あらゆる機会を通じて北朝鮮に拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は長期間にわたり関与を否定してきました。

拉致問題が進展を見せたのは平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、北朝鮮が初めて拉致を認め、謝罪したことでした。同年10月には5人の拉致被害者が帰国しましたが、残る被害者に関しては、現在も北朝鮮側から具体的な対応が行われていません。

政府はこれまでに17人を公式に拉致被害者として認定するとともに、その他の事例についても拉致の可能性を排除せず、捜査や調査を継続しています。また、北朝鮮の人権問題を国際的な課題として捉え、平成17年(2005年)の国連総会では北朝鮮の人権状況に関する決議が採択されました。この決議を受け、平成18年(2006年)には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国民の認識を深めるための啓発活動が進められています。同法律では、12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国および地方公共団体が関連事業を実施することを目指しています。

拉致問題の解決には、市民の関心と行動が不可欠です。正確な情報を広く普及し、理解を促進するとともに、国際社会と連携して問題解決を進めることができます。

【施策の方向性】

① 拉致問題等についての啓発活動の推進

- ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、啓発活動や広報に努めます。

11 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向とは、どんな性別の人々に恋愛感情や性的な魅力を感じるか、ということ。性自認とは、自分自身がどの性別だと認識しているか、ということです。人の「性」のあり方は非常に多様であり、この多様性は当然尊重されるべきものです。しかし、性的マイノリティ（性的少数者）であることで、社会生活全般において深刻な困難や苦痛を抱える事例が存在します。

対応する法制度として、平成16年（2004年）には、戸籍上の性別変更を可能とするための特例法が施行され、一定の条件を満たせば戸籍上の性別変更が可能となりました。また、令和5年（2023年）6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（通称：LGBT理解増進法）が施行され、市民の理解の促進を目的とした取り組みが進められています。

さらに、国の「第4次男女共同参画基本計画」では、性的指向や性自認のあり方を理由とする困難な状況にある人々への支援が重要課題として明記されるとともに、人権教育の推進や相談体制の充実が図られています。また、平成28年（2016年）には男女雇用機会均等法に基づく指針が改定され、職場における性的指向や性自認に関するハラスメントが明確に禁止対象として位置づけされました。

しかし、社会には今なお、「恋愛対象は異性であるべき」「身体の性と性自認は一致しているのが当然」といった固定観念や先入観が今なお根強く存在しています。このような偏った価値観が偏見や差別を助長し、性的マイノリティの方々が自身の性的指向や性自認を公表できず、深刻な生きづらさを抱える要因となっています。

教育現場でも、平成27年（2015年）に文部科学省が性別への違和を持つ児童生徒に対する対応に関する通知を発出し、学校生活における配慮事項や相談体制の充実を求めていました。この通知に基づき、一人ひとりの多様性を尊重する取組が進められています。

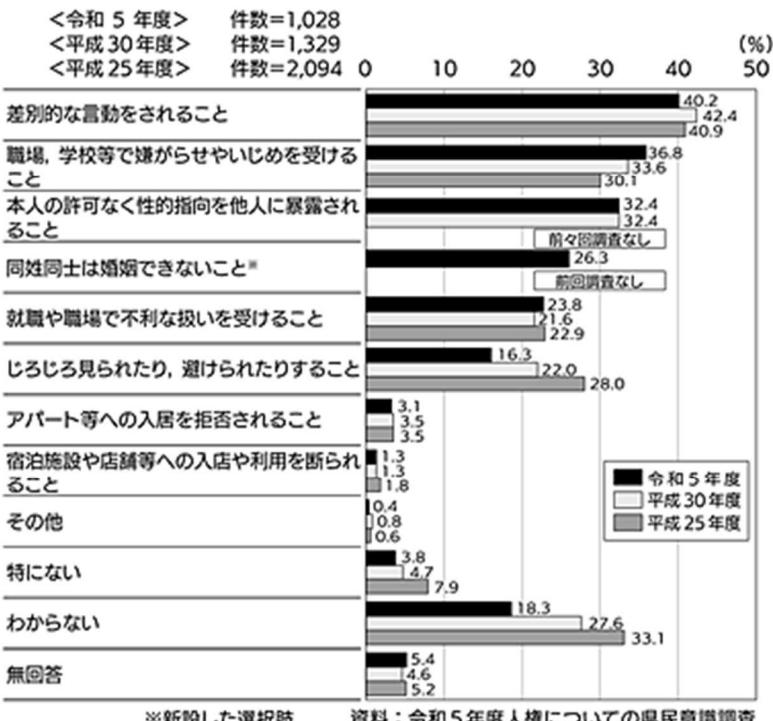
本市では、性的マイノリティが抱える生きづらさを解消するための施策として、令和7年（2025年）4月にパートナーシップ制度を導入しました。同時に制定された「いちき串木野市男女共同参画推進条例」では、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止を明確化するとともに、アウティング（本人の同意なく性のあり方を第三者に暴露する行為）の禁止や、カミングアウト（自身の性のあり方を告白する行為）を強制しないことを規定しました。

性的マイノリティの人々が安心して暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが差別や偏見をなくすための正しい理解を深める必要があります。本市では人権の尊重と多様性を認め合う意識の醸成を図るとともに、性的指向や性自認に関する偏見を解消するための教育や啓発活動に取り組んでいます。多様性を尊重し合う社会を築くためには、継続的な取組が求められています。

図表-29

性的指向に関して起きている人権問題

●あなたは、性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）

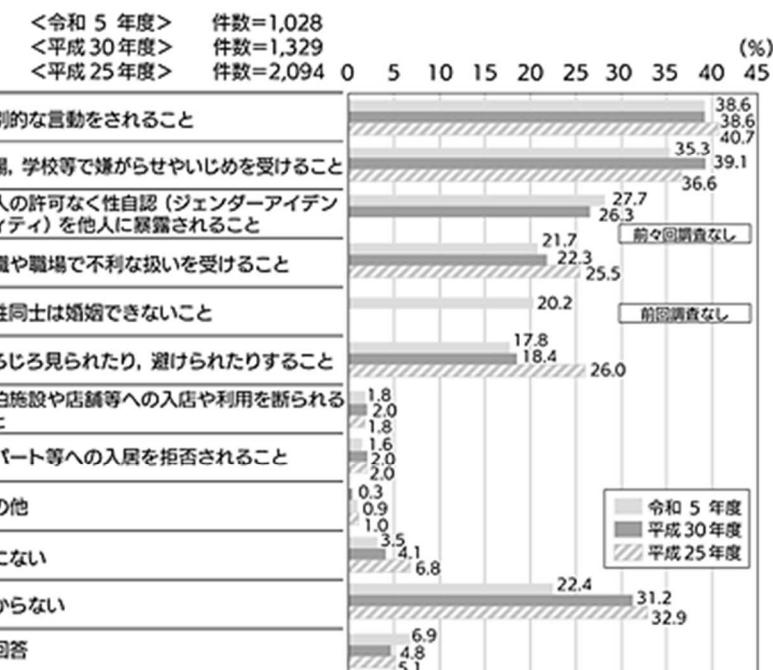


資料：令和5年度人権についての県民意識調査

図表-30

性自認に関して起きている人権問題

●あなたは、「生物学的な性」と「こころの性」が一致しないなど性自認に悩んでいる方に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

【施策の方向性】

① 多様な性を理解する教育や啓発の推進

- ・ 学校、職場、地域社会などで差別や偏見をなくすため、性の多様性について認識を深める人権教育・啓発活動の充実に努めます。

② 相談・支援体制の充実

- ・ 相談窓口の周知や情報提供を行い、相談体制の充実に努めます。
- ・ 児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送れるように、心情に寄り添った支援を行う体制を整備します。

③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮

- ・ 各種公的書類の書式(性別記載欄)などの制度や施設において、引き続き性的指向・性自認等に配慮した見直しの取組を行います。
- ・ 市職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。
- ・ パートナーシップ制度について広く周知を行い、利用者が受けられるサービスや制度を定期的に見直します。LGBT理解増進法や県内の進展状況を注視しつつ、地域社会の実情に即した施策を推進していきます。

12 ハラスメント

【現状と課題】

ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」といった迷惑行為全般を指します。これは、相手の属性や人格に関わる言動で不快感や不利益を与え、個人の尊厳を不当に傷つける行為を指します。近年では社会全体でこの言葉が広く認知されるようになりましたが、特に職場を中心に「パワー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」といった多様な形態が依然として存在し、深刻な問題となっています。また、従業員が顧客から受ける迷惑行為で心身に悪影響を受ける「カスタマー・ハラスメント」も、近年注目される社会問題の一つです。

令和6年度には、鹿児島労働局が受け付けたハラスメントに関する相談件数は1,395件に上りました。このうち、職場内で発生する「パワー・ハラスメント」に関する相談は968件、全体の69.4%を占めており、この問題が職場において特に顕著であることが示されています。

ハラスメントへの対応を進めるため、法整備も進められています。現行の「労働施策総合推進法」では職場におけるパワー・ハラスメント対策が法制化されており、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などでは、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)およびマタニティ・ハラスメント(マタハラ)に対する防止策が強化されています。これらの法律により、事業主には雇用管理上必要な措置を講じる義務が課されています。また、カスタマー・ハラスメントについては国が対策マニュアルを策定し、企業が対応を行う際の具体的な指針を示しています。

職場環境においては、働く人々が互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分に發揮できる環境づくりが求められています。しかし、権限を持つ上司などによるハラスメント行為は後を絶たず、深刻な被害を招いているケースも多く見受けられます。こうした状況を改善するためには、企業や市民に向けた人権意識のさらなる向上が不可欠とされています。

ハラスメント根絶に向けては、法整備だけでは不十分です。社会全体での意識改革が重要であり、

職場や教育現場、公共の場など、さまざまな場所で互いの尊厳を大切にする取組を推進する必要があります。

【施策の方向性】

① ハラスメント防止のための教育・啓発

- ハラスメントが個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為であることについての認識を浸透させるため、さまざまな場面で教育・啓発活動を行います。
- ハラスメント防止対策の周知・広報を図り、企業や職場におけるハラスメント防止策の推進と予防を図ります。

② 相談体制の整備

- ハラスメント被害を受けた際に適切に対応できる相談窓口やサポート体制を整備することで、被害者が安心して相談できる環境づくりを進めます。

13 生活困窮者

【現状と課題】

生活困窮者の現状は、経済的困難や社会的孤立が深刻化しており、非正規雇用の増加、高齢化、ひとり親・単身世帯の増加などが生活の不安定化を助長しています。その結果、住居や食事、健康の確保が困難となる人が増加しています。また、貧困が教育格差によって世代間で連鎖する状況も見られ、子どもの進学機会が制限されることで将来への悪影響が生じています。さらに、地域社会のつながりが希薄化したことが孤立の問題をさらに深刻化させています。

このような背景から、平成27年(2015年)に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法は生活困窮者の自立と尊厳の確保、さらには地域全体の活性化を目指すための支援を推進していますが、課題への対応を強化するため令和6年(2024年)には改正法が公布されました。そして、令和7年(2025年)4月からは早期発見や見守り体制の強化、多様な相談対応の実施、住まいの支援体制の整備などを含む新たな施策が施行されています。

生活困窮者が抱える問題は、経済的な困難だけではなく、教育格差や社会的孤立といった複雑で多面的な課題が絡み合っています。このため、単に一時的な経済的支援を行うだけでは不十分であり、教育機会の確保、地域社会の連携強化、公的制度を活用した包括的な支援といった、多角的なアプローチが求められています。これらの取組を通じ、生活困窮者が自立し、生活基盤を安定させることができる社会を目指すことが重要です。

【施策と方向性】

① 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施

- 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の解決に向け、関係機関と連携しながら相談対応や自立支援を行います。
- 必要に応じて生活保護制度を活用し、教育、就労、医療、住宅確保など生活全般にわたる支援を提供することで、生活困窮者が自己肯定感や自尊感情を回復し、安心して自立した生活を営めるような支援を行います。

14 災害時の人権問題

【現状と課題】

日本は地震や風水害などの自然災害が多い国です。災害では多くの人命、身体が危険にさらされますが、自然災害時には、混乱と不安の中で特定集団が不利な扱いを受ける危険性があります。特に避難行動要支援者である高齢者、障がいのある人、妊産婦の他、子ども、外国人、性的マイノリティの方々への配慮が不可欠です。これらの人々は災害発生時の避難や避難生活において、特別な援助や配慮が求められます。また、地震などの大規模災害等により、避難生活が長期化した場合には、住民のストレスが蓄積し、いやがらせ、いじめなどの人権侵害が発生するリスクが増加するとされています。

災害が発生した場合を想定して、平時から情報提供、救援活動、避難所運営、物資供給の訓練に加えて、地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の検討が必要です。

また、避難所においては、プライバシーの確保や安全確保等の環境整備、心のケア、個人の特性やニーズに応じた仕組みが必要です。

さらに公助だけでなく自助、共助の取り組みを促進し、避難状況の把握など正確な情報の共有を行い、人権に配慮された避難所で、誰もが等しく安全な環境を確保できるよう運営体制を整備することが重要です。これにより、災害時の人権侵害の防止と、すべての被災者が尊厳を保ちながら避難生活を送るための支援が可能となります。

【施策の方向性】

① 人権に配慮した防災対策

- ・ 地域組織や自主防災組織における要配慮者の避難経路や支援方法などを定め、定期的な訓練と情報の共有を図ることを推進します。
- ・ 避難行動要支援者の視点を踏まえた実効性のある個別避難計画を策定します。

② 避難所における要配慮者への適切な対応

- ・ スフィア基準を満たした避難所運営を目指します。
- ・ 高齢者、障がい者、病気の人、女性、子ども、妊産婦、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者の状態やニーズについて情報共有を図り、避難者同士で要配慮者を見守る体制づくりを行い、部屋や場所割り等について配慮します。
- ・ 避難所における防犯対策及び良好な生活環境の確保のため、備蓄物資の充実を促進します。
- ・ 災害時の治安を維持するため、消防団や自警団などによる見守り体制を強化し、女性・子どもに対する性犯罪の防止等に取り組みます。
- ・ 相談窓口を設置し、避難所の悩みの解消や不安の軽減を支援するとともに、避難者のニーズ等を把握し、避難所の改善を図ります。

③ 被災者の生活支援

- ・ 被災者の生活再建に必要な各種情報を提供します。

15 複合的な人権問題

人には性別、年齢、国籍、障がいの有無など、さまざまな属性があります。これらの属性が重なり合うことで、複合的な人権問題が生じる場合があります。たとえば、障がいのある外国籍の子どもや生活に困窮している高齢者など、複数の課題が絡み合うことで、より深刻な状況に置かれることができます。このような背景を踏まえると、人権問題に対応する際には、横断的かつ統合的な視点でアプローチすることが不可欠です。

特に「女性」という属性については、性別に関連する人権問題に加え、性的指向や性自認、同和問題、外国籍、障がい、子ども、高齢者など、他の多様な人権課題が複合的に関わる可能性があります。女性の人権問題は、これらの障がいが重なる場合には一層深刻化することがあり、解決するためには、状況全体を広く見渡しながら、つながりを考えた取組を進めることが大切です。

16 様々な人権問題

これまで述べてきた人権問題のほかにも、社会的に取り組むべき重要な人権課題がいくつか存在します。例えば、先住民族としての権利や文化的・社会的差別に直面しているアイヌの人々、刑期を終えて社会復帰を目指す人々、そして国際的な課題として取り組むべき人身取引などが挙げられます。これらの問題解決に向けて、積極的に人権教育や啓発活動を推進することで、それぞれに関する知識と理解を深め、すべての人の人権が尊重される社会の実現に努めます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

この計画の実施にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、市役所内の「いちき串木野市人権教育・啓発庁内委員会」や関係課等相互の緊密な連絡調整を図りながら施策の推進に努めます。また、関係課等においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種の施策を実施します。

2 関係機関との連携の促進

この計画の推進にあたっては、国、県をはじめ、鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の関係機関及び人権に関わる民間団体や NPO 等、地域社会における各種団体や企業などの連携を促進します。

3 計画のフォローアップと見直し

この計画の推進にあたっては、それぞれの施策の方向性に掲げる取組方針に関連する事業の実施状況を把握し課題を整理しながら、推進を図ります。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

～資料編～

- 用語解説(あいうえお順)
- 世界人権宣言
- 日本国憲法(抄)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

【あ行】

新しい認知症観

認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることや・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

アジェンダ

会議や話し合いでの「これから何を話し合うか」「何を決めるのか」を整理したリストのようなもの。

アンコンシャス・バイアス

人が無意識のうちに持っている偏見や先入観のこと。性別、年齢、職業などの固定観念が意思決定や行動に影響を与える場合があり、これを認識し克服することで公平で多様性を尊重した環境を作ることができる。

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上の(患者の)同意」。患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

【か行】

カスタマー・ハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害され

るもの。

企業の社会的責任(CSR:

Corporate Social Responsibility)
企業が社会の一員として果たすべき責任のこと。企業の行動や果たすべき機能として、社会的存在としての企業の責任を強調する考え方であり、具体的な要素としては、人権尊重のほか、法令遵守、環境への配慮、社会貢献などがあげられる。

合理的配慮

社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまう(社会的なバリアになる)場合がある。障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重ではない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

心の教育相談員

児童生徒の悩み相談・話し相手、学習支援、保護者の相談・地域と学校連携の支援などをを行い、子ども発達上および教育上の課題や問題における心理教育的援助サービスの補助的な役割を担う人のこと。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

ジェンダー

生まれについての生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。男女ともに、この社会的性別のこと。男女ともに、この社会的性別で縛られて、個性と能力が活かせない状況からの解放をジェンダーフリーといい、世界共通のキーワードになっている。

ジェンダーイデンティティ

自己の属する性別についての認識や感覚のこと。「性自認」ともいう。

情報モラル

インターネットや携帯電話など情報通信の分野において、個人の人権やプライバシー等を保護するための倫理道徳。

人権感覚

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような感受性のこと。

スクールカウンセラー

いじめなど生徒指導上の問題の解決に資することを目的として小学校、中学校又は高等学校に派遣される、児童生徒の臨床心理に関する高度で専門的な知識・経験を有する者。
①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供等の職務を行う。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者、その配偶者、又はその他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなイデンティティ(自己同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることがある。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。恋愛・性愛の対象が異性に向かう場合は異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう場合は同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう場合は両性愛(バイセクシュアル)という。

性的マイノリティ

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚えるなど、何らかの意味で性のあり方が多数派と異なる人のこと。「性的少数者」、「セクシャルマイノリティ」ともいう。

スフィア基準

人道支援活動における最低限の基準を定めた国際的なガイドラインです。災害などの緊急事態が発生した際、被災者の命や人間とし

ての尊厳を守ることを目的としています。この基準は、水・衛生、食糧、避難所の設置基準、健康など、生活に欠かせない分野で具体的な目標を示しており、支援の質を向上させるために世界中で使用されています。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくために、2004(平成12)年に成年後見制度がスタートした。家庭裁判所が後見人などを選任する法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

世界人権宣言

人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、1948(昭和23)年の国連総会において採択。また、1950(昭和25)年には、その採択日である12月10日を「人権デー」として、毎年、世界中で記念行事を行うことを決議。我が国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみ

ならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

ソーシャルワーカー

社会福祉の事業に従事する、高度の理論と技術を修得した専門職の総称。一般的に、国家資格を有する社会福祉士や精神保健福祉士をさす場合が多いが、資格の有無に限らず、その活動領域は医療や精神医学、福祉、教育など多岐の分野にわたり、それぞれにおいて呼称はさまざまである。

【は行】

パートナーシップ制度

一方または双方が性的マイノリティである二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係であることを届出し、自治体がその事実を認め証明書等を交付する制度。

バリアフリー

高齢者や障害者等の活動の場を広げ、自由な社会参加を可能にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁(バリア)を除去(フリー)するという意味。高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。略してパワハラ。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。治療方法が確立されていることから、仮に発病しても、早期発見と早期治療により完治する病気である。

フィルタリング

主に未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して安全にインターネットを利用できるよう手助けするサービス。

プロバイダ

インターネットに接続するサービスを提供する事業者。インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の略。

ヘイトスピーチ

特定の人種や国籍、主義や思想、性的指向や身体的特徴、あるいは社会的地位などにより特徴づけられる人々に対する、主観的で一方的な憎悪や敵意に基づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動。ヘイトスピーチ解消法では、「特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動」とされています。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

働く女性への妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊娠を理由にした本人が意図しない配置転換や解雇、雇い止め、自主退職の強要、育児休暇取得承認の拒否、妊娠しないことを雇用条件とするなどの不当な扱い。略してマタハラ。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

【ら行】

リベンジポルノ

元交際相手の性的な画像等を嫌がらせ目的で、インターネット上に公開する行為。

【わ行】

ワークショップ

参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。

【英字】

DV(Domestic Violence)

殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。

HIV／エイズ

HIV はヒト免疫不全ウイルス(Human

Immunodeficiency Virus)の略。感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群 AIDS:Acquired Immunodeficiency Syndrome)の発症までには平均10年以上かかると言われる。近年、医学の進歩により、エイズが発症する前にHIV感染を知り、適切な治療を継続すれば、感染前と変わらない日常生活を送ることができる。

NPO(Nonprofit Organization)

非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、自発的・自立的な市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できる、インターネットを介した会員制サービス。

S D G s : Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下に

ある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買

は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪

の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求める、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を

受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権

及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抜粋)

昭和 22 年5月3日施行

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行

事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを酷使してはならない。
第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の

自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の 推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第147号
(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法

により、財政上の措置を講ずることができ
る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、第八条の規定は、この法律の施行
の日の属する年度の翌年度以後に講じる
人権教育及び人権啓発に関する施策につ
いて適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日か
ら三年以内に、人権擁護施策推進法(平成
八年法律第百二十号)第三条第二項に基
づく人権が侵害された場合における被害
者の救済に関する施策の充実に関する基
本的事項についての人権擁護推進審議会
の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行
うものとする。